

# 群馬県 6次産業化チャレンジ支援事業実施要領

## 第1 事業趣旨

県内農業者の6次産業化への意欲を喚起するとともに、事業スタート時における取組を加速させ、早期の事業化を図るため、コンペ方式で選考した優秀事業の実施に対し支援を行う。

## 第2 対象事業者

次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 群馬県内に在住し、かつ、群馬県内において農業を営む個人または法人
- (2) (1) に該当する農業者を主要な構成メンバーとするグループ

## 第3 募集事業

次の各号のいずれかに該当する事業。

- (1) 自らの生産等に係る農産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産、需要の開拓
- (2) 自らの生産等に係る農産物等について行う新たな販売方式の導入

## 第4 応募方法

本事業を実施しようとする者は、群馬県6次産業化チャレンジ支援事業提案書（以下、提案書という。）（様式第1号）を県に提出するものとする。

## 第5 選考方法

県は以下により選考を行うものとする。

- (1) 第一次審査  
提出されたプランについて、県は別に定める選考方法により選考を行う。選考結果については応募者に対し通知する。
- (2) 第二次審査  
第一次審査を通過したプランについて、県は別に定める選考方法により選考を行い、優秀事業プラン（3件以内）を選定する。  
選定結果については各二次審査参加者に対し通知する。

## 第6 補助内容

- (1) 県は、審査選考された優秀事業プラン3件以内に対し、予算の範囲内で補助を行う。
- (2) 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該金額は切り捨てるものとする。
- (3) 本事業の内容及び交付対象となる経費は以下の通りとする。
  - ア ソフト事業  
採択された事業の実施に必要な経費であって、以下に従い支出した経費のうち、領収書等の支出を証明する書類が確認できるものに限ることとする。

ただし、事業者自身（グループのメンバーを含む。）に対する謝金・手当、経常的な管理運営費、他の目的に転用できる備品の購入費、自らの飲食に係る経費、宗教性を有するまたは信仰の対象となるものまたは行為に係る経費は補助対象外とする。

①検討会議

新商品の製造・販売に向けた検討を行うための会議の開催にかかる費用  
(交付対象経費)

講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費、会場整理賃金、資料印刷費、試食実施費、開催案内印刷・発送費（印刷費、発送費、発送賃金）、通信費、消耗品費等

②新商品開発

試作品又は新商品の製造、パッケージデザインの開発、成分分析等検査など。  
(交付対象経費)

試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、原料・資材の購入費（自ら生産する農林水産物は除く）、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料等

③市場評価

試作品の試食会、試験販売及びアンケート調査等  
(交付対象経費)

調査員手当、調査員旅費、会場借料、資料印刷費、アンケート調査費等

④販路開拓

販路を開拓するための商談会等への出展、ポスター・パンフレット等の作成、活動員による販路開拓の実践等（ホームページの作成は除く。）  
(交付対象経費)

商談会等への出展に要する費用、商品をPRするための試供品、ポスター、パンフレット等の作成費、活動員手当、活動員旅費等

⑤その他県が事業を実施するために特に必要と認める経費

イ ハード事業

採択された事業の実施に必要な経費で、以下の各号に基づき支出された経費であり、領収書等の支出を証明する書類が確認できるものに限ることとする。

①交付の対象とする機械・施設は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。耐用年数とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定めるものをいう。

②既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品新材を利用するほか、増築、改築、併設等の事業又は古品古材（中古農業機械を含む。以下同じ。）の利用による事業も交付の対象とする。なお、古品古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のないものであるものとする。

③補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとする。なお、事業費の低減を図るた

め適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、当該直営施行に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを交付の対象とすることができるものとする。

- ④見積書により事業費を算定する場合には、原則として事業主体自らが3者以上から見積書を徴収し比較検討するものとする。
- ⑤トラックやフォークリフト等汎用性の高い機械並びに消耗品は、交付の対象としないものとする。
- ⑥不動産の取得に要する経費及び補償費は交付の対象としないものとする。
- ⑦事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、または既に終了させた事業については交付の対象としないものとする。
- ⑧目的外使用のおそれの多い施設は交付の対象としないものとする。
- ⑨既存の機械・施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの（いわゆる更新）並びに補助の対象とする施設のうち附帯施設のみの整備は、交付の対象としないものとする。
- ⑩既存施設の取壊及び撤去に係る経費は交付の対象としないものとする。

## 第8 実施状況報告

事業を実施した者は、事業完了の翌年度から3年間、各年度における補助事業の成果を群馬県6次産業化チャレンジ支援事業状況報告書（様式第2号）により毎年5月末までに県に提出するものとする。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月5日から施行する。